

その他次世代育成支援対策

市町村	23 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	24 市町村が独自に取り組んでいる施策	24-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
福島市	<p>・原子力災害の放射線の影響で、外遊びを控える親子のストレス解消と子どもたちの運動能力の維持を図るため、福島市市民会館に遊具を設置し、屋内あそび場を開設している。</p> <p>・原子力災害以降、子どもたちの体力・運動能力の向上を図るため、全国的にも著名な運動あそびの指導者を迎え、親子を対象に、家庭における運動遊びの普及を図っている。</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業について、地域住民を「こんにちは赤ちゃん応援隊」として委嘱し、保健師・助産師の訪問だけでなく、地域ぐるみでの子育て環境整備に寄与している。</p>	
会津若松市	<p>○保育所等給食食材検査事業 保育所等の給食における児童の食の安全・安心確保や保護者の不安払拭のために給食食材に含まれる放射性物質の検査を委託により実施。</p>		
郡山市	<p>(1)保育元気アップ支援事業 【内容】未就学児が外遊びで自然と触れ合う機会や運動量を増やすために、バスで県外(県内でも可)へ遊びに行く事業を行うことにより、児童の健全な育成を図る。 (事業担当課:こども育成課)</p> <p>(2)保育所等給食放射性物質測定事業 【内容】保育所等に放射性物質検査機器を整備し、給食提供前に市の基準(10ベクレル未満)に基づき検査を実施して、保育所児童の内部被ばく防止と保護者の不安解消に努める。 (事業担当課:こども育成課)</p> <p>(3)郡山市震災後子どものケアプロジェクト事業 【内容】東日本大震災後の長期的な子どもと体のケア並びにその保護者及び支援者のケアを行い、併せて子どもの明るく健やかな成長を促すための環境の整備を図るために、メンタルヘルスケア事業や子どもの遊びと運動に関する事業等を幅広く展開する。 (事業担当課:こども未来課)</p>		<p>(1)郡山市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、認可外保育施設において、当市からの要請に応じ臨時閉鎖したため登園できなかった児童、または登園を自粛した児童の保護者に対しその期間の保育料相当額を協力金として支給する。その期間の保育料を施設が日割りした場合は当該施設に対し協力金を支給する。また、臨時閉鎖期間中、電話等により入所児童の健康観察を施設が行った場合、児童数に応じて協力金を支給する。 (事業担当課:こども育成課)</p> <p>(1)就学援助申請期間の延長 【内容】学校の臨時休業が長期化し、また外出を控えたことにより就学援助申請書の提出が遅れた場合、弾力的に対応する。 (事業担当課:学校教育推進課)</p> <p>(2)あさか舞おうち子どもサポート事業 【対象者】児童扶養手当受給世帯、就学援助対象者 【内容】対象となる方1名につき「郡山産米あさか舞ひとめぼれ10キロ引換券」1枚を送る。 (事業担当課:園芸畜産振興課)</p> <p>(3)あさか舞小・中学生贈呈事業 【内容】子どもたちの栄養支援と家計負担の軽減及び、米の消費回復に向け、市内学校に通学する小・中学生に「郡山産米あさか舞2キロ」を贈呈する。 (事業担当課:園芸畜産振興課)</p>

その他次世代育成支援対策

市町村	23 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	24 市町村が独自に取り組んでいる施策	24-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
いわき市	<p>○屋内遊び場管理運営事業 屋外での遊びに不安を持つ保護者とその子ども達が、安心して遊べる場の確保と、子ども達が天候に左右されずに、のびのびと安心して遊べる場の提供を目的として、市内2か所に屋内遊び場を整備して管理運営を行う。</p>	<p>○いわきネウボラ 出産、子育てに関する不安や悩みを解消し、安定した状態で出産、子育てできる環境の整備を図ること、また、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うための新しい支え合いの仕組みを実施する。 ○赤ちゃんの駅事業 乳幼児連れの保護者が、授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄ることのできる施設を「赤ちゃんの駅」として登録するとともに、利用マップや表示用のタペストリー等を提供することにより広く周知を図り、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境づくりを進める。</p>	<p>市内の認可外保育施設利用者について、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な負担軽減を図り、認可保育所等利用者との公平性を確保するため、一定の条件に該当する場合に42,000円/月の範囲内で保育料の減免給付を行う。(7月補正予算により措置予定)</p>
白河市	<p>○中心市街地の子育て支援機能の強化を図るため、市民交流施設「マイタウン白河」内に屋内遊び場「わんぱーく」を設置。(まちづくり推進課)</p>	<p>○多子世帯給食費負担軽減事業 多子世帯が子育てしやすい環境を実現するため、同一世帯で18歳以下の兄弟姉妹(平成31年度では平成13年4月2日以降に生まれた兄弟姉妹)が3人以上いる場合、義務教育を受けている第3子(上から数えて3番目)以降の児童生徒の学校給食費を全額助成する。(健康給食推進室) ○国民健康保険に係る子どもの被保険者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)の均等割を全額減免している。(国保年金課) ○中心市街地の集合住宅に新規に転入する子育て世代に対し、家賃の一部を補助。 主な要件:他市町村より転入し、1年以内に中心市街地の民間賃貸住宅に入居した次のいずれかの世帯 ①満18歳未満の子どもと同居する世帯で、当該子どもを扶養する父又は母のいずれかが世帯主の世帯 ②同居する夫婦のいずれかが40歳以下で、当該夫婦のいずれかが世帯主の世帯 補助額:集合住宅月額13,000円、戸建住宅17,000円 補助期間:最長3年間(まちづくり推進課) ○子育てスキルアップ事業 「親この愛着形成」や「妊娠期からの子どものメディア依存の予防」、「生活リズムを整えることの重要性」の意識づくりを醸成し、親の育児力のアップと育児負担の軽減を図るため乳幼児健診時の集団教育や幼稚園保育園等での講演会の開催、チラシやポスターを活用した妊婦への助言を実施。 ○白河っ子応援事業 赤ちゃんから中学卒業まで切れ目なく支援するため、年中児を対象としたすこやか相談会やフォローアップ訪問事業、保育力アップの研修会の実施や庁内連携会議の開催。</p>	<p>○前年同月比で世帯収入が30%以上減額となった場合、当月分の保育料を免除する(4月～9月が対象)(こども育成課)。</p>

その他次世代育成支援対策

市町村	23 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	24 市町村が独自に取り組んでいる施策	24-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
須賀川市	放射線個人線量測定 内部被ばく検査(小中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所等給食費給付事業 市内在住の3歳から5歳児に係る「副食費」「主食費」を合わせた給食費を、公立・私立を問わず、市が負担し無償化する(上限あり) ●すくすく赤ちゃん応援事業 0歳から1歳児を養育する者に対し、子育てに必要な育児関連用品全般を購入時に利用できる3万円分の「すくすく赤ちゃん応援券」を0歳児、1歳児に1回支給する。 	母子手帳交付時に不織布マスク(10枚)配布
喜多方市	<ul style="list-style-type: none"> ・保育初頭給食食材放射性物質測定事業 ・ホームスタート事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口事業(保育所・幼稚園・小学校) ・チャイルドシート等購入助成事業 ・乳幼児救急搬送時交通費助成事業 ・出産・育児のための離職者支援事業 ・ファミリーサポートセンター利用者助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時に、マスクと手指消毒ジェルを配付 ・離乳食教室を見合わせているため、ホームページやアプリに、教室で指導している内容や、離乳食の作り方の動画も掲載して自宅でも情報を得られるようにしている。
相馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールボディカウンターによる内部被ばく測定事業(小中学生) ・屋内遊び場運営事業 ・給食食材放射線量測定業務委託事業 ・Dシャトルによる外部被ばく測定事業 ・震災孤児等支援事業 <p>東日本大震災により親を亡くした孤児等に対し、生活支援金を支給するとともに、大学、専門学校等に進学した孤児等に生活費、教材費などを支援する資金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケア事業 <p>東日本大震災等被災による児童・生徒の「心のケア」をNPO法人相馬フォロアチームとの共同により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー配置事業 <p>学校と家庭及び関係機関が連携し問題解決に向けて行動できる連絡・仲介・調整を行うスクールソーシャルワーカーを配置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口事業(小学生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦へのマスク配付 ・妊婦への次亜塩素酸ナトリウム水溶液(清掃用消毒液)配付
二本松市	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内遊び場運営事業 ・幼稚園、保育園等給食食材放射線測定 ・放射線外部積算線量測定 ・放射線内部被ばく量測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者への手当支給 ・特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者への通学費の助成 ・出産時交通費助成事業 ・子育て支援アプリの配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症相談センターの開設

その他次世代育成支援対策

市町村	23 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	24 市町村が独自に取り組んでいる施策	24-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
田村市	<p>①平成23年3月11日に田村市都路町に住所を有していた者が保護者となり、市内保育所・こども園へ入所させた場合、保育料を無料化(0歳児、1歳児、2歳児)</p> <p>②個人線量計による外部被ばく測定</p> <p>③ホールボディカウンターによる内部被ばく測定</p>	<p>①3月31日現在満3歳から満5歳までの児童を在宅で養育する保護者に対し、月額5,000円の子育て支援奨励金を支給</p> <p>②幼児預かり保育利用料 無料(住所登録がある児童)</p> <p>③放課後児童クラブ利用料 無料(住所登録がある児童)</p> <p>④ブックセカンド事業(4歳児5歳児の在籍する児童福祉施設に本を配布し、絵本と触れ合う機会をつくり、自発的な読書習慣の形成に資するとともに、子どもの感性や想像力を育成する。)</p> <p>⑤市立幼稚園給食費無償化(住所登録がある児童)</p> <p>⑥特定教育・保育施設等給食費助成 月額4,800円上限(住所登録がある児童)</p>	
南相馬市	<p>○全天候型子どもの遊び場(2カ所)、砂場付き屋内遊び場(1カ所)の管理運営</p> <p>○完全屋内型子どもの遊び場の整備(1カ所)</p> <p>○市外避難をしている生後2か月までの母子に対する電話相談</p> <p>○市外避難をしている保護者へのアンケート・電話相談(乳幼児健診時期に、避難先での受診の勧奨及び生活状況等をアンケートにて把握。アンケート返送がない場合や育児不安等の記載がある場合に電話相談を実施)</p> <p>○外部被放射線ばく線量測定の実施(ガラスバッジ)</p> <p>○放射線内部被ばく検診の実施(ホールボディカウンタ・ベビースキャン)</p> <p>○学校放射線教育の実施。</p>	<p>○みらい育成修学資金の貸付及び給付</p> <p>○給食費保護者負担の一部支援(地元産米飯分)</p> <p>○子育て援助活動利用料助成(一時預かり・ファミリーサポートセンター利用料助成)</p> <p>○夜間小児科・内科初期救急医療事業</p> <p>○ミュージアムキッズフェアの開催</p> <p>○母子愛育会の結成による自主的な子育て支援の活動展開</p> <p>○母子愛育会養成講座開催(母子愛育会活動団体の育成)</p> <p>○1歳児歯科健診、フッ化物歯面塗布事業</p> <p>○フッ化物洗口事業(4歳児～小学2年生)</p>	<p>○市内小中学校児童生徒のICTを活用した家庭学習支援(家庭学習支援金・通信環境整備支援金の支給)</p> <p>○令和元年度一学期分の給食費免除</p>
伊達市	・屋内屋外遊び場の設置及び充実		
本宮市			
桑折町			・新型コロナウイルス感染症による修学困難者に対する奨学資金特別貸与制度(奨学資金) 対象: 高校生、大学生

その他次世代育成支援対策

市町村	23 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	24 市町村が独自に取り組んでいる施策	24-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
国見町	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスバッジによる外部被ばく検査 ・ホールボディカウンターによる内部被ばく検査⇒今年度は巡回検査を実施せず、施設実施(福島市保健福祉センター)となる。 ※コロナの影響で施設検査を中止している。 ・屋内遊び場の設置運営 ・保育所給食の放射線検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児体力測定・運動教室の開催 ・幼稚園通園費助成 ・乳幼児の育成支援事業 ・ママカフェ ・ウッドスタート事業(誕生祝い品贈呈、親子木工教室等) ・道の駅構内に木育広場を設置・運営 	
川俣町	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの屋内運動場(震災による子どものストレス解消と体力向上を図るため整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校給食費半額補助(小中学校の給食費の1/2を補助し、保護者の経済的負担を軽減) ・チャイルドシート無料貸し出し(4歳未満の乳幼児の保護者に対しチャイルドシートを無料で貸し出し、安全運転の確保と、乳幼児を交通事故から守る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の幼稚園・保育所の幼児、小中学生、妊婦への布製マスク配付
大玉村	<ul style="list-style-type: none"> ・親子のふれあい事業 ・親子運動遊び教室事業 ・個人線量計による外部被ばく測定 ・ホールボディカウンターによる内部被ばく測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父母手帳の配付 	
鏡石町	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールボディカウンターによる内部被ばく測定 ・学校、保育所等の給食食材の放射性物質検査 ・のびのび健康相談(心理士による個別相談)の開催 	<p>【食育推進奨励金支給事業】 3歳～5歳のすべての子どもの保護者者へ保育料の副食費相当分月額4,500円支給する。国の副食費免除事業の上限4,500円に満たない場合は、差額支給する。 令和2年度予算17,712千円</p>	<p>【オリジナル手作りマスクの配布】 町内保育施設に日本赤十字社鏡石分区によるこども手作りマスクを450枚程度作成して配布した。</p>
天栄村		<ul style="list-style-type: none"> ・すくすく家庭保育応援金 村内に住所を有する生後6か月から満1歳で保育所等を利用していない児童のうち、両親が共働きでその他の家族が在宅で保育を行っている児童について、その保護者に対し、月額10,000円を支給する。 	
下郷町			
檜枝岐村		<ul style="list-style-type: none"> ○16歳～22歳までの就学生1人につき、月額5,000円の学資手当を支給している。(類似の手当受給者は除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ○村内に住所のある住民へのマスク配布(50枚入1箱/1人)

その他次世代育成支援対策

市町村	23 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	24 市町村が独自に取り組んでいる施策	24-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
只見町			
南会津町	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等給食食材検査事業 ・被災した子どもの健康・生活対策総合支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠後期訪問事業 妊娠後期の妊婦を保健師等が訪問し、出産・子育てに対する助言、相談等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、保育施設等へマスクや手指消毒液等を配布 ・子育て応援おもいやり給付金事業 子育て世帯への臨時特別給付金において給付の対象とならない所得制限限度額以上の世帯とR2年4～6月に誕生した子どものいる世帯に対し子ども1人当たり10,000円を給付する。
北塩原村		<ul style="list-style-type: none"> ・通園の遠距離補助制度あり ・村内小中学校で受ける英語検定料・漢字検定料無料 ・国内外の都市との交流事業の実施 ・幼稚園入園時に50,000円、小学校入学時に100,000円、中学校入学時に150,000円を支給 	
西会津町			<p>町内の小・中学生全員に学習用タブレットを貸し出し、学校の授業と家庭学習を連動させた「新たな学びの形態(ハイブリット型)」での学習を確立できるようICT環境を整備した。これにより、学校臨時休業中はタブレット端末を活用したオンライン授業を行った。</p> <p>また中学生には、児童生徒の学力向上のための家庭学習支援事業としてPC教材学習アプリ使用料を負担している。(地理的・家庭環境等の理由で学習塾に通いづらい本町の現状改善や保護者の負担軽減を図る公営塾的な支援事業)</p>
磐梯町			世帯へのマスクの配布。(1世帯50枚+30枚)
猪苗代町		<ul style="list-style-type: none"> ○猪苗代町幼児教育・保育施設等給食費補助事業 保護者の経済的負担軽減を図るため、幼児教育・保育を提供する施設等を利用している3歳から5歳までの子どもの保護者が負担する給食費の補助を行う。 	

その他次世代育成支援対策

市町村	23 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	24 市町村が独自に取り組んでいる施策	24-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
会津坂下町			
湯川村	内部被ばく検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学祝金(一律5万円) ・高等生冬期間通学支援金(村内に住所を有する高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、生徒一人につき1万5千円支給) 	<ul style="list-style-type: none"> ・湯川村子育て世帯への臨時特別給付金(村独自の給付金として児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者へ対象児童1人あたり1万円を支給)
柳津町			
三島町		平成31年4月より、0歳6か月～就学前までの保育所入所児全員の保育料を無償とした。(一時保育は対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の全世帯に対し、マスクの配布(4人以下の世帯:50枚、5人以上の世帯:100枚) ・上記に加え、中学生以下～0歳までの子ども一人につき、マスクを50枚ずつ配布。 ・県外在住の大学生等に対して、ふるさと小包(マスク、地元産食品の詰め合わせ)を発送。
金山町		「奥会津金山学びの18年」 金山町に住む18歳までの子供たちに対して行う様々な教育事業の総称 ※県立川口高等学校に対しても、様々な支援を行っている。	
昭和村			
会津美里町			
西郷村	屋内遊び場運営事業 屋内遊び場を運営 別紙⑧参照		子育て世帯臨時生活支援金支給事業 別紙⑨参照

その他次世代育成支援対策

市町村	23 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	24 市町村が独自に取り組んでいる施策	24-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
泉崎村	個人線量計による外部被ばく測定	小学校新1年生(年長児の卒園式)にランドセル贈与(5万~8万程度) 小学校新1年生(年長児の卒園式)に国語辞典贈与	・マスクの配布(1人につき:幼稚園児3枚、小学・中学生2枚) ・アルコール消毒液の配布(幼稚園、小・中学校、児童館)
中島村	・保健センター開放 月1回 ・個人線量計による外部被ばく測定	・幼稚園保育料、保育所保育料、預かり保育料、給食費の無料化(対象条件有)	
矢吹町	・ガラスバッジによる外部被ばく測定 ・ホールボディカウンターによる内部被ばく測定 ・親子あそびのひろば ・屋内外運動場設置 ・親子で参加できる子育てイベントの実施	・乳幼児健診・健康相談に臨床心理士を心理相談員として配置している ・子ども議会(小学6年生対象) ・新生児聴覚検査助成 ・集団健診によるフッ素塗布 ・子育てサークル活動補助 ・矢吹こども読書100選パンフレット ・若者定住支援助成 ・フッ化物洗口事業(保育園・幼稚園・小学校・中学校) ・中学生海外派遣事業(中学2年生対象) ・病児保育事業(広域で開設:しらかわ病児保育室) ・家庭訪問型子育て支援事業(ホームスタート)	
棚倉町		・妊婦訪問事業(新生児オムツの提供) ・すこやか赤ちゃん応援券支給事業(2歳未満児に対し、おむつ等の育児用品と引き換えができる助成券(月額2,500円)を支給。) ・産婦全戸電話相談 ・生後1か月児健診費用の助成(上限5,000円) ・乳児家庭全戸訪問事業 ・妊産婦サロン・妊娠、子育て講座 ・離乳食教室 ・産後リフレッシュ教室(骨盤体操) ・幼児歯科クリニック(1歳児から3歳児を対象にフッ化物塗布) ・5歳児健康相談事業 ・歯みがき教室(保育園・幼稚園・小中学校) ・フッ化物洗口事業(幼稚園・小学校) ・ファミリーサポートセンター利用者助成事業 ・チャイルドシートの無料貸し出し ・子育て支援短期支援事業	・たなぐらっ子応援給付金の支給:18歳までの子どもを対象とし、1人につき1万円を支給。

その他次世代育成支援対策

市町村	23 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	24 市町村が独自に取り組んでいる施策	24-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
矢祭町			
埴町		埴サービス会と共同での、子育て世代を対象とした独自のポイントカード事業を実施している。 【埴町乳幼児子育て用品支援事業】 2歳未満の子どもの子育てに必要な紙おむつやミルクなどの購入費用を月額2,500円まで補助を行う事業。	
鮫川村		・乳幼児紙おむつ給付事業 出生した月から満1歳6か月到達の前の月まで月額5,000円を上限に保護者へ紙おむつ給付券を支給 ・子育て応援祝金 小学校及び中学校入学の児童生徒の保護者に、対象者1人につき50,000円を支給	
石川町		子育て世代の育児休業の取得を促進するため、育児休業の取得を促進し働きやすい環境づくりをした町内の中小企業者に対し奨励金を給付 対象者：石川町の雇用保険適用事業所の事業主 ※その他要件有り	
玉川村	・屋内遊び場運営事業 ・放射線個人線量測定事業 ・内部被ばく検査事業		
平田村	平成24年1月から母親などの不安の軽減と運動ができる機会として、月1回子育て支援教室を実施している。	・給食費の年額2分の1を補助(対象:こども園児、小・中学生) ・スクールバスの運行(対象:小・中学生) ・防犯ブザーの配布(対象:新入学児童)	○小・中学生、高校生へのマスクの配布 ○幼児への手作りマスク配布 ○こども園・小学校・中学校に除菌電解水給水器を設置

その他次世代育成支援対策

市町村	23 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	24 市町村が独自に取り組んでいる施策	24-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
浅川町		<ul style="list-style-type: none"> ・浅川町小学校中学校入学祝金支給制度(小学校中学校入学する児童に対して1人3万円) ・給食費半額助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代・学生応援金支給(児童手当受給者及び学校教育法に基づく学校に在学する扶養義務者に対して支給する。児童手当時給者:子ども1人に付き2万円・学生1に付き3万円支給。)
古殿町			<p>お盆などで帰省する学生等が、安心して過ごせるようPCR検査を無料で受けられるようにする。 受付期間は8月3日から24日まで。検査を受けられる期間は8月31日まで。</p>
三春町	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、保育所等の給食用食材の放射性物質検査 ・教育施設、町民プール、井戸水利用施設の放射性物質検査 ・ホールボディカウンターによる小中学生の内部被ばく量測定 ・OSL線量計(バッチ式)による小中学生等の外部被ばく測定 ・電子式線量計による妊婦・乳幼児等の外部被ばく測定 		
小野町	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールボディカウンターによる内部被ばく検査 ・ガラスバッチ式積算線量計の貸し出し、測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦健康診査交通費助成 ・フッ化物紙面塗布事業(2歳～4歳、4歳以上就学前の未就園児) ・フッ化物洗口事業(幼稚園、保育園に属する4歳～中学生) ・幼児施設歯科教室(幼稚園、保育園) 	
広野町			
檜葉町			
富岡町	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者に対する富岡町保育料保護者負担金助成金交付		

その他次世代育成支援対策

市町村	23 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	24 市町村が独自に取り組んでいる施策	24-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
川内村		川内村妊産婦健康診査交通費助成:妊産婦健診1回につき2,000円助成(上限16回)	
大熊町	別添のとおり		
双葉町			
浪江町	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料助成 ・子育てサロン ・認定こども園、学校給食食材の放射性物質検査 ・子育て支援家賃補助金(町内の小中学校、こども園に通園・通学している児童・生徒と同居・養育し、かつ、家賃を支払っている世帯に対し、家賃の一部を補助) 		
葛尾村	<ul style="list-style-type: none"> ・葛尾村みらい子ども助成金(本村に居住し、かつ住所を有する15歳の最初の3月31日を迎えるまでの子どもを養育している保護者に対し、子供1人につき1ヶ月あたり2万円) 		
新地町	原子力災害による避難者の受け入れ(小・中学校・保育所・児童クラブ)	町立保育所に通う3歳以上児の副食費の無償化	町立保育所、小学校の児童に対し、町から繰り返し使える布マスクの配布を実施
飯館村	内部被ばく検査(WBC/甲状腺検査)の継続的な実施	<ul style="list-style-type: none"> 役場職員に対する子育てのための独自休暇事業(パパクオーター制度) 役場職員へのPTA休暇(学校行事及び子にかかわる休暇) 中学生を対象に海外研修を実施 	

○西郷村屋内遊び場設置条例施行規則

平成25年2月1日規則第1号

西郷村屋内遊び場設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西郷村屋内遊び場設置条例（平成24年西郷村条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 西郷村屋内遊び場（以下「遊び場」という。）の利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、利用の繁閑により村長が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 午前10時から午前11時30分まで
- (2) 午後1時から午後2時30分まで
- (3) 午後3時から午後4時30分まで

(休館日)

第3条 遊び場の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、村長が必要と認めるときは、休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

- (1) 毎週火曜日
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(利用者の守るべき事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 使用した施設、設備等は、原状に復して整理整頓すること。
- (3) 施設内の風紀及び秩序をみださないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年3月23日から施行する。

西郷村告示第 号

子育て世帯臨時生活支援金支給事業実施要綱を次のとおり定める。

令和 年 月 日

西郷村長 高橋 廣志

子育て世帯臨時生活支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」(令和2年5月1日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、子育て世帯臨時生活支援金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯臨時生活支援金 前条の目的を達するために、西郷村(以下「村」という。)によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記第1に掲げる子育て世帯臨時生活支援金が生給される者をいう。
- (3) 一般支給対象者 支給対象者のうち、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。
- (4) 公務員支給対象者 支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。
- (5) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

(子育て世帯臨時生活支援金の支給等)

第3条 村は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯臨時生活支援金を支給する。

2 前項の規定により支給する子育て世帯臨時生活支援金の対象者は、令和2年3月31日時点で本村の住民基本台帳に登録されている児童及び受給者で、引き続き本村に居住する見込みの者とする。支給金額は、対象児童1人につき1万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 村は、一般支給対象者に対し、子育て世帯臨時生活支援金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、子育て世帯臨時生活支援金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 村長は、令和2年6月19日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子育て世帯臨時生活支援金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する村による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、子育て世帯臨時生活支援金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

(1) 児童手当口座振込方式 令和2年3月31日時点において村が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出、村が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、村が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公務員支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時生活支援金に係る村の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに村長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から最長で4か月とする。

(公務員支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第7条 公務員支給対象者は、別紙様式第2号の申請書(以下「申請書」という。)により申請を行う。

2 公務員支給対象者による申請及び村による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により村に提出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を村の窓口へ提出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は村の窓口において村に提出し、村が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 村長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他村長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者に対する支給の決定)

第9条 村長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者に対し、子育て世帯臨時生活支援金を支給する。

(子育て世帯臨時生活支援金の支給等に関する周知)

第10条 村長は、子育て世帯臨時生活支援金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 村長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者から第6条の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者が子育て世帯臨時生活支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 村長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、令和2年3月31日時点において村が把握する児童手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に子育て世帯臨時生活支援金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和2年12月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 村長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、村が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 村長は、子育て世帯臨時生活支援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時生活支援金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯臨時生活支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 子育て世帯臨時生活支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

様式 (省略)

別記(第2条関係)

第1 支給対象者

1 子育て世帯臨時生活支援金(以下「子育て生活支援金」という。)は、令和2年4月分の法による児童手当(以下「児童手当」という。)の受給者に対して支給する※。

※ 法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。

2 1に規定するほか、子育て生活支援金は、令和2年3月分の児童手当の受給者であって、当該者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。)又は中学校修了前の施設入所等児童(同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。)が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。

3 1及び2の規定にかかわらず、子育て生活支援金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1または2に規定する者(以下「受給者等」という。)に対して子育て生活支援金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 令和2年3月31日後に受給者等が死亡した場合(この3の規定により子育て生活支援金を支給される者が、当該者に対して子育て生活支援金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。)</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日後から子育て生活支援金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童であることを受給者等に子育て特別給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等(法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。)の設置者(以下「施設等」という。)</p>
<p>③ 基準日後から子育て生活支援金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者(現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難左欄に掲げる当該者の配偶者先の市町村において、当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

第2 対象児童

第1に規定する者(以下「支給対象者」という。)に支給される子育て生活支援金の対象児童(子育て生活支援金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)は、支給対象者に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月分の児童手当に係る児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童若しくは中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。以下同じ。)とする。